

受験資格要件及び添付書類

次の1または2の要援護者への対人援助業務に従事した期間が、通算して5年以上かつ
実勤務日数が900日以上ある者

1. 保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務

※法定資格取得後（登録日）から試験前日までの実務経験を算入できます。

※要援護者に対する直接的な対人業務ではない期間は実務経験には含まれません。

（例. 医師の研究職、栄養士の献立作成・調理業務、教員、営業、事務 等）

資格コード	国家資格	対象者および業務内容	根拠法令
1001	医師	医師として医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者	医師法
1002	歯科医師	歯科医師として歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者	歯科医師法
1003	薬剤師	薬剤師として調剤、医薬品の供給その他薬事衛生を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者	薬剤師法
1004	保健師	保健師として厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事する者	保健師助産師 看護師法
1005	助産師	助産師として厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に従事する者	
1006	看護師	看護師として厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者もしくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事する者	
1007	准看護師	准看護師として都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者もしくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事する者	
1008	理学療法士	理学療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法に従事する者 ※理学療法：身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図る為、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること	理学療法士及び作業療法士法

1009	作業療法士	<p>作業療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法に従事する者</p> <p>※作業療法：身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせること</p>	理学療法士及び作業療法士法
1010	社会福祉士	<p>社会福祉士として登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助に従事する者</p>	
1011	介護福祉士	<p>介護福祉士として登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対する介護に関する指導に従事する者</p> <p>※資格コード 2000 番台以外の相談援助業務を含む</p> <p>※介護業務や看護補助は身体介護を含む内容であること。直接要援護者に触れない間接業務や生活援助のみの場合は除く。</p> <p>※サービス提供責任者はヘルパーの技術指導やシフト管理等の管理業務のみの日は実勤務日数から除く</p>	社会福祉士及び介護福祉士法
1012	視能訓練士	<p>視能訓練士として厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復の為の矯正訓練及びこれに必要な検査に従事する者</p>	視能訓練士法
1013	義肢装具士	<p>義肢装具士として厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合に従事する者</p>	義肢装具士法

1014	歯科衛生士	<p>歯科衛生士として厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む）の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為に従事する者</p> <p>一.歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること</p> <p>二.歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること</p> <p>三.歯科保健指導をなすこと</p> <p>四.歯科診療の補助を行うこと</p>	歯科衛生士法
1015	言語聴覚士	<p>言語聴覚士として厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助に従事する者</p>	言語聴覚士法
1016	あん摩マッサージ指圧師	厚生労働大臣より、あん摩マッサージ指圧師免許を受け、あん摩に従事する者	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
1017	はり師	厚生労働大臣より、はり師免許を受け、はりに従事する者	
1018	きゅう師	厚生労働大臣より、きゅう師免許を受け、きゅうに従事する者	
1019	柔道整復師	<p>柔道整復師として厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復に従事する者。</p> <p>※整体師、カイロプラクティック師としての業務は該当しません</p>	柔道整復師法
1020	栄養士	都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事する者。	栄養士法
1021	管理栄養士	<p>厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等に従事する者</p>	

1022	精神保健福祉士	精神保健福祉士として登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、また精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助に従事する者	精神保健福祉士法
------	---------	--	----------

【添付書類】

- (1) 施設、事業者等の長又は代表者が発行する「**実務経験証明書**」(様式第2号)。
- (2) **国家資格等を証明できる免許証、登録証等の写し(表面・裏面とも添付のこと)。**
 なお、**国家資格等を複数取得している者は、各資格証を添付する。**

2 以下のいずれかの相談援助業務

資格コード	施設の種別	職種(職名)	根拠法令
2001	特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法
	地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	
	介護老人福祉施設	生活相談員	
	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	
2002	介護老人保健施設	支援相談員	
2003	指定計画相談支援事業	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
	指定障害児相談支援事業	相談支援専門員	児童福祉法
2004	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法

※2001番の施設以外の生活相談員、2002番以外の支援相談員は含まれません。

【添付書類】

施設・事業所等の長又は代表者が発行する「**実務経験証明書**」(様式第2号)。

※1.2のいずれの受験資格の場合も、実務経験証明者と受験申込者本人が同一の場合は、受験申込者本人が発行した「**実務経験証明書**」を客観的に証明できる書類（**開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の写し、開設証明願兼証明書の原本等**）が必要です。

出題範囲及び試験内容について

1 出題範囲

下記の「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲の概要」を参照

2 試験内容

(1) 出題方式

五肢複択方式とする。

(2) 出題数、試験時間等

ア 出題数、試験時間

区 分		問題数	試験時間
介護支援分野	介護保険制度の基礎知識	25問	120分 (原則10時～12時) ※点字受験者(1.5倍)
	要介護認定等の基礎知識		
	居宅・施設サービス計画の基礎知識等		
保健医療福祉サービス分野	保健医療サービスの知識等	20問	180分 ※弱視等受験者(1.3倍)
	福祉サービスの知識等	15問	
合 計		60問	156分

イ 遅刻者の入室許可は、試験開始後30分までとし、それ以降は認めない。

なお、気象状況、交通事故等により多数の受験者が定刻に出席できないときは、その状況、回復の見通し等を確認の上、試験総本部において判断すること。

ウ 退室可能時間は、試験開始30分後からとし、それ以前は認めない。

(3) 採点方法

介護支援分野と保健医療福祉サービス分野のそれぞれの分野で、別途、都道府県知事又は登録試験問題作成機関が設定する一定割合以上の正答の場合に合格とする。

(別表)

「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲の概要」

介護保険法別表の科目	区分	大項目
一 この法律その他関係法令に関する科目	1 基本視点	1 介護保険制度導入の背景
		2 介護保険と介護支援サービス
	2 介護保険制度論	1 介護保険制度論
		3 ケアマネジメント機能論
二 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目		1 ケアマネジメント機能論
		2 介護支援サービス方法論
		3 介護予防支援サービス方法論
		4 施設介護支援サービス方法論
三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	4 高齢者支援展開論 (高齢者介護総論)	1 総論Ⅰ 医学編
		2 総論Ⅱ 福祉編
		3 総論Ⅲ 臨死編
	5 高齢者支援展開論	1 訪問介護方法論

三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	5 高齢者支援展開論 (居宅サービス事業各論)	2 訪問入浴介護方法論
		3 訪問看護方法論
		4 訪問リハビリテーション方法論
		5 居宅療養管理指導方法論
		6 通所介護方法論
		7 通所リハビリテーション方法論
		8 短期入所生活介護方法論
		9 短期入所療養介護方法論
		10 特定施設入居者生活介護方法論
		11 福祉用具及び住宅改修方法論
		6 高齢者支援展開論 (地域密着型サービス事業各論)
	2 夜間対応型訪問介護方法論	
	3 地域密着型通所介護方法論	
	4 認知症対応型通所介護方法論	
	5 小規模多機能型居宅介護方法論	
	6 認知症対応型共同生活介護方法論	
	7 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論	
	8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論	
	9 複合型サービス方法論	
	7 高齢者支援展開論 (介護予防サービス事業各論)	1 介護予防訪問入浴介護方法論
		2 介護予防訪問看護方法論
		3 介護予防訪問リハビリテーション方法論
		4 介護予防居宅療養管理指導方法論
		5 介護予防通所リハビリテーション方法論
		6 介護予防短期入所生活介護方法論
		7 介護予防短期入所療養介護方法論
		8 介護予防特定施設入居者生活介護方法論
		9 介護予防福祉用具及び介護予防住宅改修方法論
	8 高齢者支援展開論 (地域密着型介護予防サービス事業各論)	1 介護予防認知症対応型通所介護方法論
		2 介護予防小規模多機能型居宅介護方法論
		3 介護予防認知症対応型共同生活介護方法論
9 高齢者支援展開論 (介護保険施設各論)	1 指定介護老人福祉施設サービス方法論	
	2 介護老人保健施設サービス方法論	
	3 介護医療院サービス方法論	
10 高齢者支援展開論 (社会資源活用論)	1 公的サービスおよびその他の社会資源導入方法論	
四 要介護認定及び要支援認定に関する科目	11 要介護・要支援認定特論	1 要介護認定の流れ
		2 一次判定の仕組み
		3 二次判定の仕組み
(注) この表に掲げる項目は、介護保険法、関連法令に規定されたもの及びその関連通知で基礎的な知識及び技能を有することの確認のために必要な内容を含むものとする。		

受験に関するQ & A

【受験地に関すること】

Q 1 茨城県に住んでいますが、介護福祉士の資格で現在は栃木県内の特別養護老人ホームで介護職として働いています。受験地は何県ですか。

A 栃木県が受験地です。受験地を決定する基準は勤務地が優先されます。ただし、受験申込日現在、受験資格に該当する業務に従事していない場合は、住所地が受験地となります。

Q 2 東京都にある派遣会社に栄養士として登録し、派遣先は茨城県内にある病院です。受験地はどこでしょう。

A 受験資格に該当する業務を茨城県で行っている為、受験地は茨城県です。

【実務経験に関すること】

Q 3 6月末の時点で、受験資格の業務従事期間が4年と9ヶ月です。受験することができますか。

A 試験日の前日(10月10日)までの期間を算入できますので、受験することができます。
なお、この場合は、願書提出時だけでなく、受験資格を満たした後に改めて、確定した「実務経験証明書」(様式第2号)を提出していただく必要があります。(10月23日必着)

Q 4 業務従事日数は、8時間勤務でないと1日として計算されないのですか。

A 非常勤等、1日の勤務時間が短い場合についても、1日とみなして計算します。
また、日付をまたぐ夜勤等の勤務日数については、各事業所の出勤記録を基準として記入してください。

Q 5 同時期に2つの事業所にパート等で勤務した場合の実務経験の計算はどうなりますか。

A 期間の計算では、例えばA事業所でH25/4/1～H27/3/31、B事業所でH26/4/1～H28/3/31の場合、それぞれの事業所で2年間の勤務ですが、H26/4/1～H27/3/31の1年間は重複しているため、3年間の実務期間として算定されます。また、日数の計算では、同じ日の午前と午後で別の事業所で働いた場合は1日の実務日数として算定されます(確認のために、それぞれの事業所における「従事日数内訳証明書」(様式第4号)の提出を求めます)。

Q 6 2か所の事業所から実務経験証明書をもらい、通算すると4年11か月41日になりましたが、5年と認められますか。日数は900日以上あります。

A 業務期間で1ヶ月未満の日数については、合計して31日以上あれば1か月とみなします。従ってこの場合は5年0か月20日とみなし受験できます。

Q 7 訪問介護員養成研修2級課程を修了し、介護業務に5年間従事していますが、2年前には介護福祉士を取得しました。受験資格はありますか。

A この場合、実務経験として算入できるのは、介護福祉士を取得した後の2年間のみとなりますので、受験資格はありません。

Q 8 社会福祉士の資格を取得し、介護職として5年勤務しています。受験資格はありますか。

A ありません。介護業務は社会福祉士の本来業務として認められません。

Q 9 介護福祉士取得後、病院で看護補助（介護）業務に5年以上従事しています。該当業務となりますか。

A 病院又は診療所において看護の補助業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護業務である場合には該当業務となります。ただし、空床時のベッドメイキングや検体の運搬等の間接的業務は該当業務ではありません。

Q 10 栄養士として雇用され、企業の社員食堂で献立作成や調理をしています。実務経験になりますか。

A 栄養士の業務は、栄養指導とされている為、要援護者に対する直接的な対人援助業務でない献立作成、メニュー開発、調理業務、食品衛生管理は、実務経験に参入できません。

国家資格を有していても、教育業務、研究業務、事務、営業等要援護者に対する直接的な対人援助業務を行っていない期間は、実務経験に参入できません。

《実務経験に参入できない例》

- ・薬剤師…薬の開発・研究、薬の在庫管理、化粧品・雑貨販売など
- ・医師、看護師…学校での教員、講師など

Q 11 市役所の介護保険課の非常勤職員として、介護保険の認定調査員をしています。受験資格に該当しますか。

A 認定調査業務は、要援護者に対する直接的な対人援助ではないため、受験資格に該当しません。

Q 12 訪問介護の事業所で介護福祉士として勤務しています。主たる業務は、調理、掃除等の生活援助を行っています。実務経験として算入できますか。

A 生活援助は、要援護者に対する直接的な対人援助業務とみなすことができない為、実務経験に算入できません。

サービス提供責任者については、要援護者に対する直接的な対人援助業務が含まれている場合は実務経験として算入できます。シフト管理等の管理業務のみの場合は算入できません。

Q 13 通所介護施設にて、生活相談員として5年以上勤務しています。受験資格はありますか。

A 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等のいずれかの国家資格を、5年以上前に取得している場合、受験資格があります。

なお、通所介護施設の生活相談員は、12ページの相談援助業務には含まれません。

Q 14 介護老人福祉施設で事務職として勤務していますが、来所された方の相談に対応する事も多くあります。相談業務で受験できますか。

A できません。

生活相談員と明確に位置付けられて勤務している場合のみ、受験資格として認められます。

Q 15 4月1日から病院に勤務していますが、看護師免許は5月16日の登録となっています。この場合、免許登録までの期間は実務経験に算入できますか。

A 「看護師」として働くことができるのは、当該免許の登録日からですので、4月1日から5月15日までの期間は、実務経験期間に算入することができません。

Q 16 介護業務に3年間従事した後、同一法人の内部異動により生活相談員として相談援助業務に2年間従事しました。実務経験証明書は2枚必要ですか。

A 同一法人で複数の施設を異動している場合、あるいは同一施設で職種変更があった場合は、それぞれの施設及び職種ごとに「実務経験証明書」(様式第2号)が必要です。そのため、介護業務3年間の「実務経験証明書」及び生活相談員2年間の「実務経験証明書」が必要になります。

Q 17 産休・育休は、従事期間に含まれますか。

A 産休は従事期間に含まれますが、育児・療養・介護休業等は、従事期間に含まれません。従事期間として認められない休暇を含んだ実務経験を証明する場合、休業前後で分けて記載してください。

Q 18 病院で20年間看護師として働いていますが、システムの変更があり10年以上前の記録がないといわれました。全ての期間の日数を調べる必要がありますか。

A 記録のないものについては、日数の確定が難しいので、保管されている記録に基づき、5年以上かつ900日以上業務期間の日数が確認できれば結構です。

【提出書類に関すること】

Q 19 個人開業で鍼灸院を営んでいますが、本人が実務経験証明書を記入して良いですか。

A 個人開業のように、実務経験証明書の「代表者」と受験申込者が同一の場合には本人が発行する「実務経験証明書」(様式第2号)と併せて、開設(開業)許可証、認可書、届出書等の写し、又は「開設証明願兼証明書」(様式第3号)の原本等、客観的に証明できる書類を添付してください。

Q 20 勤務していた事業所が廃業となり、実務経験証明書が発行してもらえません。どうすればよいですか。

A 原則、「実務経験証明書」(様式第2号)の提出がない場合、その期間は実務経験として算入することはできません。受験希望者の実務経験を証明できる方(当時の代表者等)に作成してもらい提出してください。

ただし、事業所の廃業等やむを得ない事由により作成・発行ができない場合、本来「実務経験証明書」で証明されるべき内容(事業所の情報、従事期間、実勤務日数、職種、業務内容)を確認できる書類等を提出してください。(給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書及び受験年度以前の受験票等)

また、統合された事業所については、統合先の事業所にお問い合わせください。過去の記録が残っている場合、現在の事業所を証明者(記入者)として実務経験証明書を作成してもらう事ができる場合があります。

Q 2 1 3年前から勤めている会社が昨年名称変更し、介護保険の事業所指定番号も変わりました。実務経験証明書にはどのように記入してもらえばいいですか。

A 勤めていた期間に相当する状況が分かるように、事業所名欄には現在の名称を記入の上、但し書きで〇〇年に□□□から名称変更と記入し、事業所番号もそれぞれの番号と指定年月日を記入してもらうよう依頼してください。

Q 2 2 実務経験は5年以上ありますが、看護師の免許を取得したのは1年前です。その前に取得した准看護師の免許証の写しの提出も必要ですか。

A 必要です。5年間の資格の証明のため、看護師及び准看護師の免許証の写しを添付する必要があります。管理栄養士／栄養士の免許等についても、同じ取り扱いです。

なお、免許証の裏書に記載がある場合には、必ずその部分もコピーをして提出してください。他の国家資格も同様です。

Q 2 3 介護福祉士の登録証を紛失し、再発行申請中のため、受験申込みまでに間に合いません。どうしたらよいですか。

A 再発行の手続きを行ったことが分かる証明書を添付してください。例えば、再発行申請書の写しや、発行元が再発行申請書を受け取ったことを証する書類(受理証)の写し等です。

なお、登録証の原本の写しを、8月21日(金)※必着までに提出されなかった場合は、受験資格を満たさなくなるおそれがありますのでご注意ください。

Q 2 4 「国家資格等を証明できる免許証、登録証等の写し」は、「合格証」でも良いですか。

A 必ず「登録証」か「免許証」の写しを添付してください。なお、受験資格に関わらない資格証の提出は不要です。

Q 2 5 資格取得後に姓が変わったため、受験申込書と資格証に記載された姓が異なっています。どうしたらよいですか。

A 婚姻等により、受験申込書と各種提出書類の姓が異なっている場合には、必ず、そのことがわかる戸籍抄本等(原本)を添付してください。

Q 2 6 受験申込後、婚姻により姓及び住所が変更になりました。届出は必要ですか。

A 受験申込後に氏名、住所、連絡先等の変更が生じた場合は、すみやかに「記載事項変更届」(様式第5号)を提出してください。氏名が変更された場合は、必ず戸籍抄本等氏名の変更が確認できる証明書(原本)を添付してください。住所が変更された場合は、記載事項変更届の提出とあわせて最寄りの郵便局へ「転居届」を提出してください。試験後、合格発表までに住所等が変更になった場合も記載事項変更届の提出をお願いします。

Q 2 7 申込みの時は日数が足らず、実務経験を見込みで提出しました。試験後自己採点をしたら不合格だったので、改めて実務経験証明書を提出する必要はないですか。

A 見込で申込みをされた方は期限までに実務経験証明書を提出してください。実務経験証明書を提出しなかった場合、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効になります。また、来年度以降受験する場合は、新規申し込み扱いとなり、受験票を添付しても実務経験証明書の提出を省略する事はできません。新たに証明書を取得し、提出することになります。

【その他】

Q 2 8 受験願書を記入していたら間違えてしまいました。どのように訂正したらよいですか。

A 間違えた箇所を二重線で消し修正したうえで、訂正印を押してください。修正ペン、修正テープは使用しないでください。

Q 2 9 事業所に実務経験証明書を送って証明してもらう際、氏名欄や業務内容等、分かる範囲は自分で記入したうえで証明印をもらえばいいですか。

A 申込者と証明者が同一の場合を除き、申込者が実務経験証明書を自署した場合は無効となります。
全てを法人等の代表者又は施設などの長等、証明権限のある証明者に記入してもらうよう依頼してください。

Q 3 0 これまでの実務経験を全て願書に記入する必要がありますか。

A 願書の「実務経験年数等記載欄」には、受験に必要な経験(期間)のみを記入してください。実務経験証明書の添付のない経歴は記入不要です。

Q 3 1 受験手数料の振込はATMやネットバンキングからでも受領してもらえますか。

A ATMからの振込は可能です。利用明細(原本)を願書に貼付けてください。その際残高の部分は黒塗りしてください。ネットバンキングでの振込みの場合、振込日、依頼人氏名、電話番号、振込金額、受取人名が分かる画面を印刷して願書に貼り付けてください。

Q 3 2 試験に申し込みましたが、試験当日に体調不良のため欠席してしまいました。振り込んだお金は返還されますか。

A 欠席扱いとなりますので、受験手数料は返還されません。

Q 3 3 同じ事業所で複数名が受験し、受験手数料はまとめて事業所が負担します。どのように申し込めばよいですか。

A 受験者それぞれが、個人としてお申込みください。願書を送付する際も、1部につき1つの封筒をご利用ください。
受験手数料についても、一人ずつ分けてお振込みしてください。

Q 3 4 過去に他県で受験した場合も、受験票を貼り付ければ実務経験書を省略できますか。

A 茨城県外で受験された場合は、過去の願書一式を確認する事が出来ない為実務経験証明書の省略はできません。

Q 3 5 受験後、他県へ転居予定です。合格した場合、実務研修はどこで受ければよいのでしょうか。また今年度中に受ける必要がありますか。

A 合格後の転居による他県での受講については、転居先都道府県の実務研修実施団体へお問い合わせください。また、合格した年度内に研修を受講できない場合の翌年度以降の受講については、受講される都道府県の実務研修実施団体へお問い合わせください。